

令和3年3月理事会議事録

1 開催日時 令和3年3月22日（月） 15時00分～16時13分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者	理 事 長	神 田 裕 二
	公 益 代 表 理 事	佐 藤 裕 一
	保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
	同	鳥 海 孝 治
	同	長 尾 健 男
	同	北 原 省 治
	被 保 険 者 代 表 理 事	古 川 大
	同	安 原 三 紀 子
	同	伊 藤 彰 久
	診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
	同	松 本 吉 郎
	同	松 本 純 一
	同	遠 藤 秀 樹
	公 益 代 表 監 事	塔 下 和 彦
	保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
	被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
	常 任 顧 問	助 川 正 博
	参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議事

(1) 令和3事業年度保健医療情報等の活用に関する取組に
係る支払基金予算

ア 保健医療情報会計収入支出予算（案）

イ 医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算
(案)

(2) 令和3事業年度財政調整等特別会計予算

ア 前期高齢者特別会計等予算（案）

イ 認可事業特別会計特別保健福祉事業費勘定予算
(案)

2 報告事項

(1) 公益代表役員等の公募

- (2) 「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表（第6回）
 - (3) 本部・支部総合監査結果報告（令和2年11月～令和3年2月実施分）
 - (4) 令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更の認可
- 3 定例報告
- (1) 令和3年1月審査分の審査状況
 - (2) 令和3年3月審査分の特別審査委員会取扱状況
 - (3) 令和3年2月理事会議事録の公表

5 議事内容

（理事長）

それでは、ただいまから理事会を開催する。

本日の理事会の議事録署名者として、鳥海理事、古川理事にお願いする。また、本日は、被保険者代表の福田理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数14名のうち13名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議事に入る。

支払基金の業務については、先月にご議論いただいた審査支払業務、それから後期高齢者支援金や前期高齢者納付金に係る財政調整業務、それから新しい取組として、データヘルス関連の医療情報化推進部門の業務という大きく三つの事業があり、これらは、会計のくくりでも大きく三つのカテゴリーに分けられる。

先月の理事会で審査支払業務についてご議論いただいたが、本日は残りの二つの部門について、ご審議いただきたい。一つはオンライン資格確認システムの開発や運用等を経理する保健医療情報会計の予算と、それに関する補助金の交付などを経理する医療機関等情報化補助関係特別会計の予算、そしてもう一つの部門である先ほど申し上げた後期高齢者や前期高齢者に係る財政調整業務の予算である。

本日は、この二つ目、三つ目のカテゴリーの予算についてご議論いただきたいと思う。

最初に、議事(1)「令和3事業年度保健医療情報等の活用に関する取組に係る支払基金予算」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「令和3事業年度保健医療情報等の活用に関する取組に係る支払基金予算」について、保健医療情報等の活用に関する取組と会計区分を説明した後、社会保障・税番号制度準備勘定に係るシステム開発スケジュール、システム開発概要及び収入支出予算（案）並びに社会保障・税番号制度勘定に係る収入支出予算（案）を説明。

続いて、医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算（案）について、予算編成の基本的な考え方を説明した後、全体版、オンライン資格確認及び電子カルテ標準化別の収入支出予算（案）を説明。

（理事長）

それでは、ただいまの保健医療情報会計等に関する説明について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

（質問・意見等なし）

特段、ご質問、ご意見等がないようなので、原案のとおり決定させていただくということでおろしいか。

（異議なし）

それでは、異議なしと認めて、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請手続を行うこととする。

続いて、議事(2)「令和3事業年度財政調整等特別会計予算」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「令和3事業年度財政調整等特別会計予算」について、前期高齢者特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に係る事業費勘定予算（案）及び事務費勘定予算（案）並びに認可事業特別会計に係る特別保健福祉事業費勘定（案）を説明。

（理事長）

スライド22ページを見ていただくと、全部で七つの特別会計があり、今一番上の前期高齢者、後期高齢者、介護保険、認可事業の四つの特別会計

について説明させていただいた。本日、時間の関係で説明していないが、他の会計も含めて、7会計、15の勘定の予算案について、ご質問、ご意見があればご発言下さい。

(保険者代表監事)

説明がなかったところだが、その他業務の病床転換助成事業については、「高齢者の医療の確保に関する法律」により平成20年に始まったと記憶している。そして、確か2年ぐらい保険者から支援金を集めたが、その後、もう今は半分凍結状態のような形になっている。今現在、保険者としては地域医療構想等々の問題で、病床計画をどうするかという話も来ているのだが、この療養病床に転換するという事業について、今後どのようになっていくのか。あるいは、今現在このお金を使ってどういう実績として、当初の計画に比べてどのように進んでいるのか。今日は資料がなくて説明ができないなれば、後日でも結構なので、病床転換助成事業について、保険者は今でも見込計上のような形でやっていると思うので、この事業についての方向性と今の進捗について、また教えていただければと思う。

(事務局)

仰るとおり、初めの2年間は支援金を頂いたが、支出が少なかったということで、積立金が積み上がっている。したがって、今は事業については支援金を頂かずに、その積立金を取り崩して、助成をしている。実際には、事業総額の27分の12を補助するということで、例えば令和3年度予算では2億7,800万円の交付金を計上している。現在の積立金は約46億円あって、その範囲でやっているわけであるが、この事業については一旦整理をされるということで、その後どうするかということについては、国とまた調整して、きっちとした形で説明させていただきたいと思っている。

(保険者代表監事)

一旦、この件については、終息させるということで理解した。

(理事長)

制度的には令和5年度いっぱい終了するということなので、それまでは、先ほど説明したように46億円の積立金が残っているので、それに応じて年間、令和3年度では2.7億円だが、これまでも大体、平成30年度とか令和元年度でも1億円以上は支出があるので、それを取り崩しながら業務執行しているという状況である。

(保険者代表監事)

一旦終息させるにしても、どこまで進捗したのか、当初計画に対して達成率が20%なのか30%なのかも含めて、これは厚生労働省との話し合いだと思うが、一旦整理していただきたい。もう一つは、逆にその拠出した分をどのように処理するのかということについても、またご回答いただくことになると思うので、よろしくお願ひする。

(理事長)

承った。

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

他に、ご質問、ご意見等がないようであれば、財政調整関係の7会計15勘定の予算案について、原案のとおり決定させていただくということでおろしいか。

(異議なし)

それでは、原案のとおり決定し、法令の定めるところに従って、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととしたいと思う。

続いて、報告事項に入る。

まず、報告事項(1)「公益代表役員等の公募」について、選考委員会事務局長から説明する。

(事務局)

今回の公益代表理事の再公募、常任顧問の公募の経緯であるが、理事の再公募については、昨年11月の理事会において、役員選考委員会より理事1名について適任者がいないと判断されたことによるものである。

その際、理事の再公募の実施については、準備が整い次第実施する旨、了承をいただいている。再公募を実施するに当たり、民間からの応募も広く求める観点から、民間企業における役員の選解任の決定時期を考慮して、4月から公募を実施することとした。

また、常任顧問については、就任した際には公募を実施したが、これまで再任の際には公募は行っていなかった。今般、常任顧問が6月30日をもつて任期満了となるので、後任の常任顧問の選任に当たり、支払基金が公的な役割を持った機関であり、公正な事業運営が求められることなどを踏ま

え、選考の公正性及び透明性を確保する観点から、今後は新任、再任にかかわらず公募を実施することとした。

なお、常任顧問についても、今後、役員選考委員会において候補者を選考していただくこととした。公募に係るスケジュールであるが、スライド34ページをご覧いただくと、3月下旬に選考委員会を開催して、今回の公募対象である理事、それから常任顧問の2名の募集要項に相当する職務内容書、選考の進め方等を決定していただくこととしている。

公募期間は1か月の期間を確保することとし、4月1日から4月30日までの1か月間を予定している。

応募方法については、支払基金のホームページ、それから厚生労働省のホームページへの掲載、ハローワークへの情報提供を行うことにより、公募ポストの職務内容や応募方法が閲覧できるように準備したいと考えている。また、公募期間終了後の5月中旬から選考委員会において書類選考、その後に面接選考を実施し、候補者を決定することとしている。候補者の決定後は、6月21日に開催予定の理事会において選任議案を審議していただき、議決が得られたら理事については、厚生労働大臣宛て認可申請を行うこととしている。

(理事長)

それでは、ただいまの公益代表役員等の公募について、ご質問等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

常任顧問というのは、定款なりで必置の定めがあるのか。併せて任務というのも何か定款なりで定められているのか教えていただきたい。

(事務局)

まず1点目の質問については、定款の14条で基金に顧問を置くことができるとなっており、顧問の選任及び解任は理事会の議決を経て理事長が行うと定められている。また、顧問のうち、理事長の指定する者を常任顧問とするということが定款に定められている。

それから、常任顧問の役割等であるが、支払基金の公益代表理事が理事会の議決に参加し、業務全般に関わるのに対して、常任顧問はテーマを限定して、主に内部調整の任に当たっている。具体的な業務として、例えば支払基金改革の実施に当たって、その原案を策定する段階で国保中央会や厚生労働省との調整などを担っている。

(被保険者代表理事)

置くことができるということと理解した。これまでの常任顧問について、何か、こういう人を置くという考え方を決めた上で常任顧問を置いていたのかというのを重ねてお聞きしたい。全くなくて、これから担っていただく人を公募するという形になるということなのか。ある程度、専門的な能力というか、こういう分野の知見のある方に担っていただくというような考え方があったのかが分からないので、その点を教えていただきたい。

やはり置くことができるという規定に基づいて設置をすることであれば、どういう趣旨で置きたいという提起をしていただきたい。何のために置くのかも分からぬということでは、適切な募集というのもできないかも知れないで、きちんと何か目的というか、どういう人を募集するのかを理事長から説明していただきたい。

(理事長)

常任顧問については、平成27年の初回の時にも公募している。その時にも一定の業務を定めて公募している。その時はシステム開発であるとか、財政調整についての厚生労働省との調整等の業務を担うということで公募している。

再任の時には公募していないが、今後のことを考えると、やはり透明性を確保するという観点から、再任の場合も含めて公募してまいりたい。

今回の公募に当たっても、先ほど事務局長から説明があったが、具体的な業務としては、システム開発というのを一つ考えている。これは現在厚生労働省において、審査支払機能の在り方に関する検討会というところで、国民健康保険と支払基金の審査支払システムの整合的・効率的な在り方について検討し、議論が進められている。

今後、支払基金の新システムは今年9月に稼働する予定であるが、国保の総合システムは令和6年の4月更改の予定で、その後、両方のシステムを共同開発できないかということで今後検討が進んでいくことになるので、その部分について厚生労働省、国保中央会、場合によっては内閣官房のＩＴ戦略室、今後、デジタル庁ということになるのかもしれないが、そういうところとの調整に当たっていただくということが1点である。

それから、支払基金の改革について、重要事項はこの理事会で決定するので、役員は主としてここにご参加の関係団体の皆様、また理事の皆様との調整を主として担うということであるが、今後、常任顧問については内部でその原案を作る過程において、各支部であるとか審査委員会等との意見調整、厚生労働省との意見調整、原案を作る過程での調整に当たってもらうということで、今後の改革やシステム開発を考えると、そういう観点で役割を担っていただく人を確保したいということで公募したいと考えて

いる。

(保険者代表理事)

了解した。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

それでは、役員等の公募については、先ほど説明したスケジュールで今後進めさせていただき、6月の理事会等でご報告させていただければと考えている。

続いて、報告事項(2)「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表（第6回）について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表（第6回）について、新たに公表する検査2事例を説明。

(理事長)

それでは、ただいま説明した審査の一般的な取扱いの公表について、ご質問等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段、ご質問がないようであれば、次に、報告事項(3)「本部・支部総合監査結果報告（令和2年11月～令和3年2月実施分）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「本部・支部総合監査結果報告（令和2年11月～令和3年2月実施分）」について、本部総合監査に係る総評及び主な要改善事項、並びに支部総合監査に係る実施支部、総評及び主な要改善事項を説明。

(理事長)

それでは、ただいまの本部・支部の総合監査の結果について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段、ご質問がないようであれば、次に移りたいと思う。

報告事項の(4)であるが、先月の理事会で議決をいただいた令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更について、スライド45ページのとおり、3月9日付けで厚生労働大臣の認可が下りているので、報告をさせていただく。

また、資料はないが、先月の理事会で議決をいただいた支払基金の定款の一部変更についても、先週金曜日の3月19日に認可されたので、併せて報告をさせていただく。

続いて、定例報告に入りたいと思う。

定例報告(1)「令和3年1月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年1月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告(2)「令和3年3月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年3月審査分の特別審査委員会取扱状況について説明。

(理事長)

本件について、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告(3)「令和3年2月理事会議事録の公表」について報告する。令和3年2月理事会議事録の公表については、皆様方に議事内容を確認していただいた上で、議事録署名者である北原理事、安原理事にご署名をいただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載したいと思う。全体を通して、質問・意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段、ご質問、ご意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただく。

次回の理事会については、4月26日の月曜日の午後3時から開催させていただく。

令和3年3月22日

理 事 長 神 田 裕 二

保険者代表理事 鳥 海 孝 治

被保険者代表理事 古 川 大